

平成 17 年度 制度改善要望

平成 16 年 7 月
社団法人不動産証券化協会

要 望 項 目

■資産流動化法関連要望

1. 資産対応証券の募集取扱要件の緩和

2. 特定持分信託の信託法第 58 条から適用除外を明確化

3. 特定社債に関する担保付社債信託法の一部適用除外

■投資信託法関連要望

1. 投資法人の資金調達手段の多様化

2. 投資法人の規約変更手続の緩和

■証券取引法関連要望

1. 大量保有報告制度の導入

■資産流動化法関連

1. 資産対応証券の募集取扱要件の緩和（法第 150 条の 2）

資産対応証券の発行時において、特定資産の譲渡人（オリジネーター）が自ら資産対応証券の募集等を行わない場合には、特定目的会社の取締役又は使用人が資産対応証券の募集等ができるようにしてほしい。

（理由）

資産対応証券は証券取引法上の有価証券であり、原則、証券業者による募集・販売等が義務付けられている。例外的に特定資産の譲渡人が届出後に募集等を行う場合のみ、証券取引法の適用除外となっている。

しかし、特定資産の譲渡人が必ずしも特定目的会社の設立発起人ではないため、特定資産の譲渡人が資産対応証券の募集をする制度を利用できないことがある。特定目的会社の取締役又は使用人が、資産対応証券の発行時において資産対応証券の募集等ができれば、事業の促進とコストの削減につながり、より一層投資家利益に資することとなる。

2. 特定持分信託の信託法第 58 条から適用除外を明確化（法第 31 条の 2）

資産流動化法の特定持分信託に関わる法文において、信託法第 58 条の適用が除外されることを法文上明らかにするか、あるいは、当局の解釈を一般に對して明確化することを要望する。

（理由）

特定持分信託は、その制度主旨上、当然の要請として、信託契約は解除できないものとするのが求められ、法文上も「委託者または受益者が、信託期間中に解除を行わないこと」という条件を付すことが求められている。ただし、信託契約書にこのような条項を入れたとしても、信託法第 58 条の適用があるのかどうかは明らかでなく、制度主旨が十分に活かされていない。そのため実務上は、信託法第 58 条の適用を避けるために、受益者を複数にするという、制度主旨からすれば、およそ本質的でない手当てを求められることも多く、徒にスキームを煩雑化させている。

3. 特定社債に関する担保付社債信託法の一部適用除外（法第 113 条）

特定社債について、担保付社債信託法の一部適用除外とすることができるよう要望する。

（理由）

特定目的借入に担保をつけると、特定社債にも担保をつけざるを得なくなる場合が多い。

この場合、担保付社債信託法が適用となる。その際、以下の規程が適用され社債権者の保護が行われる結果、柔軟な担保処分の仕組みを求める社債権者の利益にかえって反することとなっている。特定社債について、社債権者の利益を守り、資産流動化法の活用を推進するため、資産流動化計画に規定すること等一定の要件を満たす場合に、以下の規程を適用除外とすることができるように要望する。

- ①「平等な担保利益の享受」（担信法第 71 条）
- ②「転質・流質契約の禁止」（担信法第 73 条）
- ③「担保の変更」（担信法第 75 条）「担保権の順位の譲渡または放棄」（担信法第 75 条の 2）
- ④「担保権の実行」（担信法第 82 条）

■ 投資信託法関連

1. 投資法人の資金調達手段の多様化

投資法人が発行できる債券として、投資法人債に加え、CPの発行を可能とすることを要望する。

(理由)

投資法人の資金ニーズに柔軟に対応することができるように、資金調達手段としてCPを加える。短期資金の調達にあたり、CPであれば現状の借入に比べ調達コストが低いことから利益が向上し、ひいては投資家の利益につながるため。

2. 投資法人の規約変更手続の緩和（法第140条）

租税特別措置法などにおいて、投資法人の規約への記載が求められる改正があり規約変更が必要となった場合には、投資主総会ではなく官報へその旨を掲載することなどで済むよう要望する。

(理由)

投資法人の規約変更は、投資主総会の承認を要し、租特法などの改正が行われた場合に機動的な規約変更が出来ないため。

■ 証券取引法関連

1. 大量保有報告制度の導入

一般の株式等と同様に、証券取引法に規定する大量保有報告制度（5%ルール）を投資法人の投資証券にも適用されるよう要望する。

(理由)

証券取引法で大量保有の5%保有者は大量保有報告書を提出しなければならない（証券取引法第27条の23）、と規定されており、その会社は比較的早く大量保有者の保有割合等を把握することができる。しかし、対象となる有価証券の範囲に投資法人の投資証券が含まれていないために、現状では投資法人の投資証券の大量保有者は期末まで判明しない。今後、投資証券が公開買付制度の対象に追加される予定であり、投資法人及び投資主が早期に大量保有者を把握しておくことにより投資口の市場価格や市場における需給関係への影響を事前に予想できるため。